

## 水道法に基づく水質基準項目（50項目）

社団法人 京都微生物研究所  
2010年4月1日

	項 目	基 準 値
1	一般細菌	100個/ml以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下
4	水 銀及びその化合物	0.0005mg/l以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下
12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
18	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
19	ベンゼン	0.01mg/l以下
20	塩素酸	0.6mg/l以下
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下
22	クロロホルム	0.06mg/l以下
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下
25	臭素酸	0.01mg/l以下
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下
34	銅及びその化合物	1.0mg/l以下

## 水道法に基づく水質基準項目（50項目）

社団法人 京都微生物研究所  
2010年4月1日

	項 目	基 準 値
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下
37	塩化物イオン	200mg/l以下
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下
39	蒸発残留物	500mg/l以下
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下
41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下
44	フェノール類	0.005mg/l以下
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下
46	pH値	5.8以上8.6以下
47	味	異常でないこと
48	臭気	異常でないこと
49	色度	5度以下
50	濁度	2度以下